



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

- *11 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 1
- *12 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 1
- *13 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課)..... 1
- *14 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)..... 22

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表長寿社会課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進課

ね推

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「午後4時45分まで」の次に「又は午前8時30分から午後5時15分まで」を加える。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「行政財産の使用」を「行政財産の使用許可等」に改める。

第2条第1号イ中「船をいう」を「ものに限る」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム 県の公有財産の管理のためその取得、修繕、処分その他の管理に必要な情報を記録するシステムをいう。

第9条第1項中「あらかじめ」の次に「、公有財産取得事前協議書（別記第1号様式）により」を加え、同条第2項中「公有財産取得報告書（別記第1号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該取得をした年月日、当該取得をした方法、当該取得に要した金額その他必要な事項を記録」に改める。

第11条ただし書中「において」を「が」に改める。

第15条第1項中「あらかじめ」の次に「、公有財産所管換え事前協議書（別記第5号様式）により」を加え、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、所管換えをする部局長及び所管換えを受ける部局長が特に必要がないと認める場合は、当該公有財産が所在する場所における関係職員の立会いを省略することができる。

第15条第3項中「公有財産の所管換え報告書（別記第6号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該所管換えをした年月日、当該所管換えをした理由、当該所管換えの相手方その他必要な事項を記録」に改める。

第16条第1項中「あらかじめ」の次に「、公有財産所属替え事前協議書（別記第7号様式）により」を、「受けようとする」の次に「他の」を加え、同条第3項中「公有財産の所属替え報告書（別記第7号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該所属替えをした年月日、当該所属替えをした理由、当該所属替えの相手方その他必要な事項を記録」に改める。

第17条第1項中「あらかじめ」の次に「、行政財産用途変更（廃止）事前協議書（別記第8号様式）により」を加え、同条第3項中「行政財産の用途変更（廃止）報告書（別記第8号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該行政財産の用途の変更又は廃止をした年月日、当該行政財産の用途の変更又は廃止をした理由その他必要な事項を記録」に、「による報告」を「による記録」に改める。

第18条第1項中「あらかじめ」の次に「、普通財産用途決定事前協議書（別記第9号様式）により」を加え、同条第2項中「普通財産の用途決定報告書（別記第9号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該決定をした年月日、当該決定をした理由その他必要な事項を記録」に、「による報告」を「による記録」に改める。

第19条第1項中「移築し、改築し、又は大規模な改修」を「移築、改築又は大規模な改修（以下この条において「移築等」という。）」に改め、「あらかじめ」の次に「、公有財産移築等事前協議書（別記第10号様式）により」を加え、同条第2項中「移築し、改築し、又は大規模な改修」を「移築等」に、「公有財産の建物移築（改築、改修）報告書（別記第10号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該移築等をした年月日、当該移築等をした理由、当該移築等に要した費用その他必要な事項を記録」に改める。

第20条中「あらかじめ」の次に「、公有財産継続使用事前協議書（別記第11号様式）により」を加える。

「第2節 行政財産の使用許可」を「第2節 行政財産の使用許可等」に改める。

第25条第1項中「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項第1号中「所在地」の次に「並びに代表者の氏名」を加える。

第25条の2第1項中「別記第12号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第25条の3中「別記第13号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第26条第1項中「あらかじめ」の次に「、行政財産使用許可（変更許可）事前協議書（別記第15号様式）により」を加え、同条第2項第4号中「変更許可」の次に「（期間を短縮するものに限る。）」を加え、同条第3項中「その旨を総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該行政財産の使用の許可又は変更許可に係る面積、当該行政財産の使用の許可又は変更許可に係る期間、当該行政財産の使用の許可又は変更許可に係る用途その他必要な事項を記録」に改め、同項後段を削る。

第26条の2第3項中「行政財産について貸付け」の次に「又は貸付けの変更」を、「あらかじめ」の次に「、行政財産貸付（貸付変更）事前協議書（別記第16号様式）により」を加える。

第27条第1項第4号中「前3号の」を「前3号に掲げる」に改め、同項第6号中「前号」を「前各号に掲げる場合」に改め、「建物その他の土地及び土地の定着物以外の」を削る。

第29条第1項中「別記第14号様式」を「別記第17号様式」に改める。

第29条の2第1項中「別記第15号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第29条の3中「別記第16号様式」を「別記第19号様式」に改める。

第30条第1項中「あらかじめ」の次に「、普通財産貸付（貸付変更）事前協議書（別記第20号様式）により」を加え、同条第3項中「普通財産の」を「普通財産について」に、「その旨を総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該普通財産の貸付け又は貸付けの変更に係る面積、当該普通財産の貸付け又は貸付けの変更に係る期間、当該普通財産の貸付け又は貸付けの変更に係る用途その他必要な事項を記録」に改め、同項後段を削る。

第32条第1項中「別記第17号様式」を「別記第21号様式」に改める。

第33条第1項中「あらかじめ」の次に「、普通財産処分事前協議書（別記第22号様式）により」を加え、同条第2項中「その旨を財産処分報告書（別記第18号様式）により総務部長に報告」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに当該普通財産を処分した年月日、当該普通財産を処分した方法、当該普通財産の処分に要した費用その他必要な事項を記録」に改める。

第34条第1項中「別記第19号様式」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに記録された当該公有財産の種類、所在地、数量、価格その他の公有財産の管理及び運用に必要な事項の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第36条までにおいて同じ。）をいう。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課室等の長は、前項の公有財産台帳のほか、次の各号に掲げる公有財産の区分に応じ、当該各号に定める書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を備え付けなければならない。

- (1) 土地（地上権を有する土地を含む。） 登記事項証明書、土地の区画及び地番を明らかにする地図の写し、実測図その他必要な書類
- (2) 建物 登記事項証明書、配置図、建物図その他必要な書類
- (3) 前各号に掲げる公有財産以外の公有財産 その内容を明らかにする書類

第35条中「別記第20号様式」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに記録された公有財産の使用の許可に係る状況の電磁的記録をいう。」に改める。

第36条中「別記第21号様式」を「公有財産管理・ファシリティマネジメントシステムに記録された公有財産の貸付けに係る状況の電磁的記録をいう。」に改める。

第37条中「別記第22号様式」を「別記第23号様式」に改める。

第38条中「別記第23号様式」を「別記第24号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第9条関係)

公有財産取得事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長



下記の財産を取得したいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 財産について

【建物】

構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
		年	m ²	m ²
		年	m ²	m ²

【土地】

面積	地名地番	地目	地籍調査
m ²			
m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 取得理由

3 用途及び利用予定期間並びに利用予定期間終了後の処分計画

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
 建物図面
 財産価値が分かる書類 (鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等)
 その他必要な書類

別記第4号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第4号様式 (第14条関係)

財産滅失 (毀損) 報告書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長

印

下記のとおり公有財産が滅失 (毀損) したので、関係書類を添えて報告します。

記

名 称	所 在 地			
公有財産	行政財産又は普通 財産の別		所属課室 等の名称	
	区 分		用 途	
損 害 の 数 量 及 び 程 度				
滅 失 (毀 損) 年 月 日				
滅 失 (毀 損) の 原 因				
復 旧 費 の 見 積 額				
備 考				
添付資料 1 滅失 (毀損) した公有財産の損害の数量及び程度を示す図面、書類、写真等 2 その他必要な書類、図面等				

備考

- 1 名称の欄には、公有財産が所在する行政組織の名称を記載すること。
- 2 所在地の欄には、公有財産が所在する行政組織の所在地を記載すること。
- 3 区分の欄には、土地、建物、船舶、不動産若しくは動産の従物、地上権等の権利、特許権等の権利、株券等の有価証券、出資による権利又は不動産の信託の受益権の区分を記載すること。
- 4 用途は、行政財産の場合のみ記載すること。

別記第5号様式 (第15条関係)

公有財産所管換え事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長



下記の公有財産について所管換えをしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 公有財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

--

2 所管換え内容 (所管換え先、所管換え財産の説明、スケジュール等)

--

3 所管換え理由

--

4 その他特記事項

--

※添付書類

写真 地図 建物図面 その他必要な書類

別記第6号様式 (第15条関係)

公有財産引継書

第 号
第 号
年 月 日

所管換えをする部局長 印

所管換えを受ける部局長 印

下記のとおり 年 月 日に において関係職員の立会いの上、公有財産の引継ぎをしました。

記

1 引継ぎをした公有財産
公有財産の区分等

引継ぎ前の公有財産		引継ぎ後の公有財産	
名 称		名 称	
所 在 地		所 在 地	
公有財産	行政財産又は普通財産の別	公有財産	行政財産又は普通財産の別
	所属課室等の名称		所属課室等の名称
	区 分		区 分
	用 途		用 途
備 考		備 考	

2 引継ぎをした書類、図面等

- (1) 公有財産の取得に関する契約書の写し等
- (2) 登記事項証明書等
- (3) 土地にあつては区画及び地番を明らかにする地図の写し、実測図等、建物にあつては配置図、建物図等、その他の公有財産についてはその内容を明らかにする書類及び関係図面等
- (4) 土地境界確認書その他引継ぎをした公有財産に関し必要な書類、図面等

3 引継ぎの原因

4 その他必要な事項

注意

- 1 名称の欄には、公有財産が所在する行政組織の名称を記載すること。
- 2 所在地の欄には、公有財産が所在する行政組織の所在地を記載すること。
- 3 区分の欄には、土地、建物、船舶、不動産若しくは動産の従物、地上権等の権利、特許権等の権利、株券等の有価証券、出資による権利又は不動産の信託の受益権の区分を記載すること。
- 4 用途は、行政財産の場合のみ記載すること。

別記第7号様式 (第16条関係)

公有財産所属替え事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

課室等の長

印

下記の公有財産について所属替えをしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 公有財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

--

2 所属替え内容 (所属替え先、所属替え財産の説明、スケジュール等)

--

3 所属替え理由

--

4 その他特記事項

--

※添付書類

写真 地図 建物図面 その他必要な書類

別記第8号様式 (第17条関係)

行政財産用途変更 (廃止) 事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の行政財産について用途変更 (廃止) をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 行政財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 用途変更 (廃止) 内容 (変更する用途の内容、所管換え又は所属替え先、スケジュール等)

3 用途変更 (廃止) 理由

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
 建物図面
 その他必要な書類

別記第9号様式 (第18条関係)

普通財産用途決定事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の普通財産について用途決定をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 普通財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	㎡	㎡
			年	㎡	㎡

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	㎡			
	㎡			

【建物及び土地以外の財産】

2 用途決定内容 (決定した用途の内容、所管換え又は所属替え先、スケジュール等)

3 用途決定理由

4 その他特記事項

※添付書類

写真 区画及び地番が分かる地図 公図 建物図面 各階平面図 その他必要な書類

別記第10号様式 (第19条関係)

公有財産移築等事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の公有財産について移築、改築又は大規模な改修をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 公有財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 移築、改築又は大規模な改修の内容、費用及びスケジュール

3 移築、改築又は大規模な改修の理由

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 建物図面
 その他必要な書類

別記第18号様式から別記第21号様式までを削り、別記第17号様式を別記第21号様式とし、別記第16号様式を別記第19号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第20号様式 (第30条関係)

普通財産貸付 (貸付変更) 事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の普通財産について貸付け (貸付けの変更) をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 普通財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 貸付 (貸付変更) 内容 (貸付先、貸付期間、貸付料、契約保証金、変更内容等)

3 貸付 (貸付変更) 理由

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
 建物図面
 財産価値が分かる書類 (鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等)
 その他必要な書類

別記第15号様式を別記第18号様式とし、別記第14号様式を別記第17号様式とし、別記第13号様式を別記第14号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第15号様式 (第26条関係)

行政財産使用許可 (変更許可) 事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 

下記の行政財産について使用の許可 (変更許可) をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 行政財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

--

2 許可条件 (許可先、許可期間、使用料等)

--

3 使用許可 (変更許可) 理由

--

4 その他特記事項

--

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
 建物図面
 財産価値が分かる書類 (鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等)
 その他必要な書類

別記第16号様式 (第26条の2関係)

行政財産貸付 (貸付変更) 事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の行政財産について貸付け (貸付変更) をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 行政財産について

【概要】

名 称		所 在 地	
-----	--	-------	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 貸付 (貸付変更) 内容 (貸付先、貸付期間、貸付料、契約保証金、変更内容等)

3 貸付 (貸付変更) 理由

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
 建物図面
 財産価値が分かる書類 (鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等)
 その他必要な書類

別記第12号様式を別記第13号様式とし、別記第11号様式を別記第12号様式とし、別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式 (第20条関係)

公有財産継続使用事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 

下記の公有財産について継続使用をしたいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 公有財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

Empty rectangular box for other assets.

2 使用条件 (使用先、使用期間等)

Empty rectangular box for usage conditions.

3 使用理由及び所管換え又は所属替えをしない理由

Empty rectangular box for usage reasons.

4 その他特記事項

Empty rectangular box for other special items.

※添付書類

- 写真
- 区画及び地番が分かる地図
- 建物図面
- その他必要な書類

別記第23号様式を別記第24号様式とし、別記第22号様式を別記第23号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記第22号様式 (第33条関係)

普通財産処分事前協議書

第 号
年 月 日

総務部長 様

部局長 印

下記の普通財産について処分したいので、関係資料を添えて事前協議します。

記

1 普通財産について

【概要】

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

【建物】

資産管理番号	構造	階数	築年数	建築面積	延床面積
			年	m ²	m ²
			年	m ²	m ²

【土地】

資産管理番号	面積	地名地番	地目	地籍調査
	m ²			
	m ²			

【建物及び土地以外の財産】

2 処分理由

3 処分方法及びその方法をとる理由

4 その他特記事項

※添付書類

- 写真
 区画及び地番が分かる地図
 公図
 地積測量図
 登記事項全部証明書
建物図面
 財産価値が分かる書類（鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等）
 その他必要な書類

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 通則」を削る。

第2条第2号中「汎用コンピュータ及びワークステーション等の」を削り、同条第3号から第6号までを削り、同条第7号を同条第3号とし、同条第8号を同条第4号とし、同条第9号及び同条第10号を削る。

第3条第3項中「汎用コンピュータ」を「コンピュータ」に改める。

第5条第1項中「設置し、」の次に「又は」を加え、「及び情報政策課所管コンピュータの利用による情報処理システムの開発、変更をしようとするとき」を削る。

第2章を削る。

「第3章 雑則」を削る。

第14条を削る。

第15条中第3号を削り、同条第4号中「のうち小型のコンピュータ」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。